

各種福祉手当の申請 の手続きはお済みですか？

国、県、町では各種手当を支給しています。該当の方で、申し込みをしていない方は、下記の役場担当課で手続きをしてください。

この受給要件のほかに支給制限、所得制限があります。

子育て関係の手当

	対象者	手当金(月額)	支給月	問合せ
国	児童手当 中学校修了前の児童を養育している方	3歳未満 15,000円 小学校修了前 第1子・2子 10,000円 小学校修了前 第3子以降 15,000円 中学校終了前 10,000円 特例給付(所得制限対象者) 一律5,000円	6月 10月 2月	健康・ 子育て課 内線222
<small>※制度改正により、令和6年10月分から対象者、手当金および支給月が変更となります。詳細はあらためて広報に掲載予定です。</small>				
国	次の要件に当てはまる18歳以下(18歳到達年度末まで)の児童(障害がある方は20歳未満まで)を扶養している方 ①父母が婚姻を解消した ②父または母が死亡した ③父または母が重度の障害にある ④父または母の生死が明らかでない ⑤父または母が引き続き1年以上行方不明、遺棄、拘禁されている ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた ⑦婚姻によらないで生まれた ⑧その他要件に該当するか明らかでない	所得に応じて決まります。 1人目児童 全部支給 45,500円 一部支給 45,490円～10,740円 2人目児童加算 全部支給 10,750円 一部支給 10,740円～5,380円 3人目以降児童加算 全部支給 6,450円 一部支給 6,440円～3,230円	5月 7月 9月 11月 1月 3月	
県 町	次の要件にあてはまる18歳以下(18歳到達年度末まで)の児童を扶養している方 ①父母が婚姻を解消した ②父または母が死亡した ③父または母が重度の障害にある ④父または母の生死が明らかでない ⑤父または母が引き続き1年以上行方不明、遺棄、拘禁されている ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた ⑦婚姻によらないで生まれた ⑧その他要件に該当するか明らかでない	県 支給開始から1～3年目 児童1人 4,350円 支給開始から4～5年目 児童1人 2,175円 ◎支給開始月から5年間経過後は、手当の支給はなくなります。(全額支給停止) 町 児童1人 2,600円	5月 7月 9月 11月 1月 3月 7月 3月	
国	特別児童扶養手当 次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を扶養している方 ①身体障害者手帳1級、2級か療育手帳A判定 ②身体障害者手帳3級、4級(一部)か療育手帳B判定	児童1人につき ①55,350円 ②36,860円	4月 8月 11月	

福祉関係の手当て

	対象者	手当金(月額)	支給月	問合せ
国 県 特別 障害者手当	次のいずれかに該当する20歳以上の障害者（施設入所者、長期（3か月超）入院者を除く）の方 （以下は目安であり、原則、診断書による審査があります。） ①身体障害者手帳2級（一部を除く）以上の障害を重複して有する方 ②身体障害者手帳2級（一部を除く）以上の障害を有する方で、IQ20以下の方又は常時介護が必要な精神障害を有する方 ③身体障害者手帳2級（一部を除く）以上の障害を有する方又はIQ20以下の方、もしくは常時介護が必要な精神障害を有する方で、他に身体障害3級相当の障害を2つ以上有する方 ④身体障害者手帳2級（一部を除く）以上の障害を有する方又はIQ20以下の方もしくは同程度の障害又は病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方	国 28,840円	2月 5月 8月 11月	
	国の手当を受給している方に加算して支給されます。 ①身体障害者手帳1、2級でIQ35以下の方 ②身体障害者手帳1、2級又はIQ35以下の方	県 ①6,850円 ②1,050円		
国 県 障害児 福祉手当	次のいずれかに該当する20歳未満の障害(児)者（障害を事由とした年金受給者及び施設入所者を除く）の方 （以下は目安であり、原則、診断書による審査があります。） ①身体障害手帳1級（2級の一部を含む）の障害を有する方 ②IQ20以下の方 ③上記と同程度の障害又は病状で、常時介護が必要な方	国 15,690円	2月 5月 8月 11月	福祉課 内線221 内線261
	国の手当を受給している方に加算して支給されます。 ①身体障害者手帳1、2級でIQ35以下の方 ②身体障害者手帳1、2級又はIQ35以下の方	県 ①6,900円 ②1,150円		
県 在宅重度 障害者手当	次のいずれかに該当する障害(児)者（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者、施設入所者及び長期（3か月超）入院者を除く）の方 ①身体障害者手帳1、2級でIQ35以下の方 ②身体障害者手帳1、2級の方、IQ35以下の方又は身体障害者手帳3級の障害を有し、IQ50以下の方（65歳以上で新たに障害者となった方は除く）	県 ①1種15,500円 ②2種 6,750円	4月 8月 12月	
町 障害者 福祉手当	次のいずれかに該当する障害(児)者（施設入所者の一部を除く）の方 ①身体障害者手帳1級、2級の方 ②療育手帳A判定の方 ③身体障害者手帳3級と療育手帳B判定の障害が合併している方 ④精神障害者保健福祉手帳1級の方 ⑤身体障害者手帳3級の方 ⑥療育手帳B判定の方 ⑦精神障害者保健福祉手帳2級の方 ⑧身体障害者手帳4級の方 ⑨療育手帳C判定の方 ⑩精神障害者保健福祉手帳3級の方 ⑪身体障害者手帳5、6級の方	町 ①～④ A種 4,500円 ⑤～⑦ B種 3,600円 ⑧～⑩ C種 1,700円 ⑪ D種 1,000円	3月 9月	